

事務連絡
令和5年7月10日

各都道府県・政令市
産業廃棄物行政主管部（局）御中

環境省環境再生・資源循環局
廃棄物規制課

電子マニフェストシステムの機能追加（動画URL等の掲載機能）のお知らせ
と留意事項について

産業廃棄物行政の推進については、かねてから御尽力、御協力いただいているところ、厚く御礼申し上げます。

環境省では「デジタル原則を踏まえた廃棄物の処理及び清掃に関する法律の適用に係る解釈の明確化等について（通知）」（令和5年3月31日付け循環適発第23033125号・環循規発第23033110号環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長・廃棄物規制課長通知（別添1参照））において、排出事業者による廃棄物の処理状況の確認に関するデジタル技術の活用について解釈を明確化し、その活用方法として電磁的記録による許可内容や帳簿等の情報の確認やオンライン会議システム等を用いた処理施設の稼働状況や周辺環境の確認を行うことなどが考えられる旨通知したところで

これを受けて、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター（以下「JWセンター」という。）では、令和5年4月1日から産業廃棄物の処分業者（以下「処分業者」という。）がインターネット上にアップロードした産業廃棄物の処理状況の動画データにリンクするURL等を電子マニフェストシステム（以下「JWNET」という。）上に登録・表示することができる機能を追加しました。

本機能により、例えば、排出事業者が産業廃棄物の処理を委託した処分業者における処理状況等を確認したい場合に、JWNETに登録されたURLから処理状況の動画を閲覧することができるなど、排出事業者が処理責任を適切に果たすためのツールとして活用されることが期待されます。

各都道府県・政令市におかれましては、JWNETに本機能が追加されたことを念頭に置き、下記の留意事項を踏まえた上で、廃棄物処理法に基づく排出事業者の処理責任が果たされるよう、適切な指導をお願いします。

記

1 本機能追加の概要について

(1) 本機能が追加された年月日
令和5年4月1日（土）

(2) 追加された機能

処分業者がJWNETに処理状況の動画URL等を登録・掲載することにより、排出事業者がその動画等を閲覧できる機能（以下「動画URL等掲載機能」という。）

※別添2「処理状況の動画URL等掲載操作手順」参照

2 各都道府県・政令市における留意事項

「動画URL等掲載機能」の追加にあたり、各都道府県・政令市におかれましては、以下の点について御留意をお願いします。

(1) 各都道府県・政令市における利用について

「処理動画URL等掲載機能」は、当該産業廃棄物の処理に係る排出事業者と処分業者のみが利用可能であり、都道府県・政令市においては本機能により処理状況の動画等を閲覧することはできません。

(2) 「排出事業者の処理状況の確認」に係る指導について

都道府県・政令市においては、前記通知（別添1）の趣旨を踏まえ、排出事業者における処理状況の確認について、適切な指導を行うようお願いします。

なお、デジタル技術を活用した実地確認を行う場合であっても、実地に赴いて確認する場合と同様に、廃棄物の処理が適正に行われていることを実質的に確認することが必要です。

確認すべき項目として、「許可内容（事業範囲、許可品目及び許可期限等）」や「帳簿関係（委託契約書、マニフェスト及び帳簿等）」、「処理施設の状況（処理方法、稼働状況及び保管施設等）」及び「管理体制（マニフェスト、帳簿等の管理方法等）」などが挙げられるところ、具体的な確認項目は、前記通知（別添1）の添付資料「排出事業者責任に基づく措置に係るチェックリスト」（平成29年6月（令和5年3月一部改訂）当課作成）を参考に排出事業者へ指導するようお願いします。

3 その他

JWセンターが事務所を移転した旨、別添3のとおり告示しました。

なお、詳細については以下のとおりです。

(1) 新事務所へ移転した年月日
令和5年5月8日（月）

(2) 新事務所の概要

ア 所在地

〒110-0005

東京都台東区上野3丁目24番6号 上野フロンティアタワー13階

イ 電話番号

代表 03-5807-5911／Fax 03-5807-5912

教育研修部 03-5807-5913

電子マニフェストセンター 03-5807-5914

電子マニフェストサポートセンター 0800-800-9023

ウ 地図



以上

【担当】

環境省環境再生・資源循環局
廃棄物規制課 土居、村田、赤羽
電話：03-3581-3351 (内線 21376)
FAX：03-3593-8264
E-mail：sanpai06@env.go.jp